

安全保障を 考える

ここに掲載された意見等は、執筆者個人のもので、本会の統一の見解ではありません。

戦争の危機に備えよ

(第2次朝鮮戦争危機に直面した国家の対応に関する一考察)

研究班 矢野 一 樹

1 はじめに

本年1月、北朝鮮の最高指導者たる金正恩労働党委員長は大陸間弾道弾(以下、ICBMと呼称)の開発が最終段階にあることを表明、以後、2月から7月まで立て続けに各種ミサイルの発射実験を実施、米国の警告に挑戦するかの姿勢を堅持している。

この一連の動きに対して、我が国の対応は相も変わらず「遺憾」の意を表し、「国際社会と連携して云々」との文言を繰り返すばかりで能動的・具体的な対応は、ほとんど実施されていない。各種報道機関も、やっとならミサイル発射に危機感を表明する程度にはなっていないものの、その威力をことさら過小評価したような論調が散見される。ある報道番組においては炸薬量500K~1tと推定される弾道弾の危害半径を十数メートルと報道する始末、70余年前にあれだけの各種爆弾、焼夷弾等を本土に投下されて何も過去の教訓が正確に整理されず、活用されていない事実には唖然とした次第である。いたずらに国民の恐怖をあおらないとの姿勢は理解できるものの、報道姿勢は明らかに、森友・加計学園問題より低調であり、戦争の危険性などには触れたくない、考えたくないとの意図が明確に見てとれる。国民に正確な情報を入力し、自助努力を促すこともまた報道機関の使命であろうと考える。

我が国の国会も同様である。国会で論議されるのは、相変わらず空虚な神学防衛論争と揚げ足取りの学園問題のみ、それはそれで大事なことであろうが、このような事

態（北朝鮮は一朝事あらば「日本を攻撃する」と明言しているのである。）に直面した場合、物事には優先順位が在るのではと疑問を表しかねない状況である。

本論では、第2次朝鮮戦争の可能性を考察するとともに、この危機がもたらす極東安全保障環境の変化に対する我が国の問題点と対策について考察を加えることを目的とするものである。

2 第2次朝鮮戦争の可能性

結論から述べれば、北朝鮮の現政権が存続する限り第2次朝鮮戦争の発生確率は「極めて高い」との考えである。以下、その理由について論述を進めてゆく。

(1) 北朝鮮の状況

独裁国家たる北朝鮮の国内状況は報道を通じて得るしかなく、多分に推測に頼らざるを得ないが、戦力的に米軍より遥かに劣っていることは明白である。常識的に考えれば、この戦力差で戦争を実施するなど自殺行為であり、戦争を招きかねない状態に自らを追い込むことは回避するとの結論に達するはずである。しかしながら、以下の諸点に鑑みれば、北朝鮮の現政権が軍事的な合理性に基づく判断が可能なのか？多分に疑問を感じざるを得ない状況にある。

その第1は最高指導者が極端に政治的な経験が浅く、国際感覚が乏しいことにある。この指導者が就任して以来、幾人の高位高官が粛清されたか。2011年、金正恩が最高指導者に就任して以来、異母兄の金正男、叔父の張成沢、人民武力部長、人民軍総参謀長等、粛清幹部の数は70名以上に上るとされている。しかも、報道によっても粛清理由は判然としないものが多く、粛清方法は大砲の標的にしたとか残虐極まり無い方法である。これはどういう状態をもたらすのか。一口で言えば、最高指導者に正確な情報を伝えられる者がいなくなる＝正確な情報は最高指導者に入らず、耳触りの良い情報のみが入力され、最高指導者の周りにはイエスマンのみが生き残るといった過去の暗愚な独裁者に共通して見られる陥穽に嵌っている可能性が高いものと推察できる。

筆者は北朝鮮の弾道弾、核の威力を過小評価するものではないが、その発射回数・実験回数に鑑みれば、過去の米国・ソビエトの開発努力の万分の一に過ぎず、その技術の一部継承したとは言え、北朝鮮製の弾道弾・核弾頭の兵器としての信頼性・実用性は、米ソの比ではなく、特にICBMについては未だ開発の初期段階にあり兵器としての実用性は低いと言わざるを得ない。このため、現在の北朝鮮は米国の警告を受け、対米戦に備え必死に兵器の実用試験を繰り返している状況

にあるものと推定する。しかしながら、指導者には既にこれらの兵器は実戦化され、いつでも使用可能と過大に報告されている可能性が高い。これは弾道弾のみならず通常戦力においても共通すると考える。そうであれば、指導者が米国の警告を無視することに不都合はないとの結論に達してもなんら不思議はない。

加えて、現米政権の指導者はトランプ大統領である。ただでさえ、米国は不倶戴天の敵であるのに、イエスマンに取り囲まれ、わが世の春を謳歌している最高指導者にとって、その高飛車な警告は神経を逆なでする結果となる。今後、米国の制裁、交渉条件は北朝鮮にとって益々厳しいものになると予想されるが、北朝鮮指導者が意地にかけても米国に屈服することなど論外との結論に至る可能性が高く、このチキンレースの結果、韓半島の緊張は益々高まることが予想される。

第2点は国家価値観の相違である。北朝鮮という独裁国家にとって自国民は重要でない。何より大事なのは現政権（金王朝）の生存であり、極論すれば、そのために国民が何人犠牲になっても意に介さないものと推定できる。米国が北朝鮮の核保有が喫緊の危機と考える理由はここにある。つまり、普通の国家であれば、核の使用による自国への推定被害に鑑みれば、核兵器使用の判断には軍事的な合理性が働き、その使用は自ずと慎重となり得ることは容易に想像がつく。しかしながら、北朝鮮は他の核保有国に比して格段に脆弱な権力基盤に立脚している現政権の生き残りを核に依存しており、政権の危機に際しては自国インフラ、国民に対する被害など二の次の考慮事項として、全く勝つ見込みのない核弾頭の使用＝多分に自暴自棄的な核の運用に踏み切る可能性が極めて高い。つまり戦争目的に関する価値観が全く異なる国家であり、戦争遂行に関し、自国民に無責任な国家と言える。この北朝鮮の姿勢は周辺諸国にとっては極めて危険であり、北朝鮮の核保有が続く限り、この理不尽とも言える脅威に周辺国は対応せざるを得ない事態となる。

第3点は韓国政権の交代である。韓国においては先の朴政権の弾劾により、文在寅左翼政権が誕生した。これは北朝鮮にとっては福音である。現在、文政権は北朝鮮の軍事的な動向に対して国際的には北朝鮮を表だって支援できない立場にあるが、文大統領は盧武鉉政権の大統領秘書室長を務めた人物であり、内実は北寄りの思想を色濃く有する政権である。現に、大統領選挙においても北朝鮮と対話を重視し、南北の国家連合を主張しており、北朝鮮と対話できるのであれば大幅な政治的、経済的な譲歩を厭わない姿勢である。大統領就任直後の本年6月

中旬には「北朝鮮が核とミサイルの追加挑発を中断すれば無条件で対話に臨む」と宣言している。北朝鮮に対して「中断すれば無条件」である。勿論、この問題に関して米国が「完全かつ検証可能な停止」を対話条件として要求しているのを承知した上である。また、米国の THAAD の韓国内配備に関しては国内の環境に対する影響に懸念を示し、その運用制限に言及する等、早々に、同盟国米国との間に深刻な問題を引き起す事態を生起させている。前述したとおり、彼が秘書室長として参画した盧政権は米国に米韓連合軍の戦時統制権を返還せよと要求、米国が同政権との政治的な拗れからこれに同意したことは記憶に新しい。現在、この返還は韓国側の事情により延期・凍結状態にあるが、文政権がこの問題を北朝鮮との対話条件として蒸し返す可能性は極めて高く、その場合は米韓連合軍の行動が大きく制約される可能性がある。また、この政権の本質を把握している中国からは既に THAAD の配備の撤回を迫られる等揺さぶりを招いており、米韓連合からの韓国離脱の可能性が大きくなりつつあることは否めない事実である。これは北朝鮮にとってこの上もない朗報であり、対米戦の実施を考慮する上で大きなアドバンテージを得たと考えても不思議ではない。

以上の諸点から考慮すれば、北朝鮮は対米戦を実施する上で躊躇する要素は存在しないことになり、今後は時間を稼ぎ、対米戦の準備促進を図るとともに韓国の左傾化の進捗を待つことが、対米戦をより有利に戦う上での唯一の考慮事項となるものと思料する。

(2) 米国の状況

筆者は米国の言う許容できない一線（所謂レッドライン）は存在するとの考えである。その理由は以下のとおりである。

先ず第1に「朝鮮戦争は継続状態にある」と言う多くの日本人にとっては忘却の彼方にある事実である。朝鮮戦争は終結したのではなく国連軍と北朝鮮・中国志願軍との間に結ばれた休戦協定により戦争行為を停止したのであり、厳密には、この両者間では未だ戦争状態にあることを思い起こす必要がある。つまり、いつ、この戦争が再燃するかは予断を許さない状態であり、現に北朝鮮は1994年以降、再三にわたり休戦協定は無効であるとの意向を表明している。つまり、米国から見れば、敵国である北朝鮮が核と米国本土を射程内に収める ICBM と発射位置の特定が困難な潜水艦発射型弾道弾（以下、「SLBM」と呼称）を保有することは、その非合理的な核戦略と相まって、深刻な脅威となることが理解できる。つまり、

北朝鮮が武器として信頼に足る ICBM、SLBM を保有し、その非合理的な核理論をもって、これを米国への先制攻撃に使用した場合、米国民に対し想定される被害に鑑みれば、早期にこの危険性を取り除くための予防戦争における被害のほうがはるかに許容性が高いと考えることは不自然ではない。なお、余談ではあるが、この戦争によって生じる同盟国の被害は米国の責任の範囲にはないことも冷徹な事実である。

その第2は米国が戦争に踏み切る場合に絶対に必要な条件である中国の不介入の保障が得られる可能性が高いことにある。北朝鮮との開戦に際し、米国の最大の懸念は中国が「中朝友好協力相互援助条約」の参戦条項によって第2次朝鮮戦争に自動参戦する事態である。これが回避でき、かつ中朝国境を經由しての中国の軍事援助が無い場合、北朝鮮の継戦能力が極めて限定的であることは容易に判断できる。現状、米国は北朝鮮の核開発放棄には中国の力が必要との姿勢を表明しており、中国の対応を見定めている状況にあるが、これと並行して実施する中国との調整過程を通じて、中国の戦争への介入の可能性等についても慎重に判断しているものと思料する。

中国は長年、北朝鮮に対して保護国的な地位を確保してきた。過去の北朝鮮の核・弾道弾の開発に関連して提議された一連の国際連合安全保障理事会決議（以下、「安保理決議」と呼称）においても、度あるごとに、その制裁内容の妨害・緩和を画策してきた。しかしながら、昨年3月の安保理決議2270号においては相当に踏み込んだ制裁決議の採択に一定の理解を示す等、北朝鮮対応に明らかな変化が認められたことも事実である。勿論、同制裁においても民政目的での地下資源の輸出はこれを確保する等、北朝鮮への配慮は維持しているものの、北朝鮮への保護意識が希薄となっていることもまた事実であると考えられる。北朝鮮の核兵器が中国にとってもまた脅威であることに鑑みれば、米中が北朝鮮の現政権が双方にとって好ましくないとの結論を共有することは容易であり、現政権の排除に関しては中国の戦争介入の可能性は極めて低いと見積もられる。これは米国にとって最大の懸念が払拭されたことを示している。

但し、中国が韓半島の帰趨に無関心であるはずがなく、中国が韓半島国境に敵対勢力を迎えるつもりも韓半島の利権を手放すつもりもないことも明白である。このことから第2次朝鮮戦争に際しては、ある一線で米国と妥協を図るものと考えられる。当然、大国のエゴとして、この妥協点は我が国及び韓国のご了解なく決

定される可能性が高く、事態の推移によっては、我が国に対する韓半島からの脅威が長期に亘り存続する結果となりかねないことは留意しておくべきである。

第3点は、やはり韓国の文政権の成立である。過去に盧武鉉政権時代、同政権が在韓米軍にもたらした弊害を米国は忘れてはいない。今後、文政権が北朝鮮寄りの政策を展開し、米国の極東での活動に支障をきたすことは火を見るより明らかである。本年6月末の米韓首脳会談は双方ともに上首尾に終了したと報道されたが、上首尾でないことは個々の議題に関する双方の対話のズレから見ても一目瞭然である。米国が、この会談を成功と評したことは表面化は避けたものの、この時点で米国は韓国に一定の見切りをつけたものと推定する。極言すれば、本戦争において韓国が払う犠牲については二義的な考慮事項となったものとする。しかしながら、当面、韓国軍との共同は絶対必要条件であり、政治的には韓国左翼政権を突き放せないジレンマが存在する。北朝鮮と事を交えるのであれば、米国が戦時統制権を保有している間に、これを実施する必要があると料する。

以上、論述してきた内容に鑑みれば、米国にとって時間は限定されており、これ以上の時間を北朝鮮と韓国の現政権に与えることは北朝鮮を利するのみであると判断しているものと思料する。前述したとおり中国とどの接点で妥協を図るかの問題は残るにせよ、米国が北朝鮮の現政権打倒に向けて、遅くとも2~3年以内に軍事行動を起こす可能性は極めて高いものとする。

当然、秘密保全意識の低い我が国への第2次朝鮮戦争の事前通告は開戦30分前程度と予想され、下手をすれば、日本は準備の暇もなく北朝鮮からの弾道弾攻撃の危機に直面することが予想される。如何にして国民を守るのか。

3 我が国の現対応

日本政府が第2次朝鮮戦争の危険性をいつ明白に米国から示唆されたのかは不明であるが、関連する自民党提言として最も早く示されたのが平成29年3月30日に自民党政務調査会から提出された「弾道ミサイル防衛の迅速かつ抜本的な強化に関する提言」（以下、「ミサイル防衛強化提言」と呼称）である。ついで4月21日「弾道ミサイル落下時の行動について」（以下、「ミサイル落下時の行動」と呼称）が首相官邸災害・危機管理情報として示され、6月6日「国民保護の在り方に関する提言」（以下、「国民保護提言」と呼称）が纏められた。この経緯を見る限り、本年2月6日の北朝鮮のミサイル発射を受けて実施された日米首脳電話会談あたりにおいて北朝鮮に対して場合によっては軍事行動を実施する旨が伝達されたものと推察される。その

後 4 月に入り、空母カールビンソンの極東海域進出を受け、危機が高まったと判断、「ミサイル落下時の行動」以下の発出が急がれたものと推定できる。

当時、国会は開催中であったが、北朝鮮に関する質疑応答は筆者が認識している限り数えるほどしかなく、これが戦争の危機に直面した国家の国会の状況か？と自問した次第である。国会において質疑された内容は前述した「ミサイル防衛強化提言」の内容への質問と「弾道弾のサリン弾頭の可能性・威力」についてのみと認識している。一番重要と考える有事に際して我が国の国民を如何に守るのか。そのため必要とされる防衛体制、国民の避難・救護体制、邦人救出等に関する質疑は一切ない。極言すれば質疑できないのであろうと推定する。与野党ともに今まで「日本国憲法」の存在を盾に議論・実施してきた諸施策が日本国民を有効に防護できない結果となっていることを明白に認識せざるを得ないからである。本来の国会機能から言えば、危機事態に対応しての予算の組み替え、現行法が障害となる事態に対する法令変更、国家緊急事態法の制定等の質疑在ってしかるべしである。

前述した「ミサイル防衛強化提言」とそれに関する首相、座長の答弁にも疑問点がある。同提言では第 1 項目に「弾道ミサイル防衛能力の強化のための新規アセットの導入」を提言している。これはこれで評価できるが、併せて現大綱・中期防に基づく事業の着実な進捗、事業の充実・更なる前倒しを検討することとなっており、あくまで前大綱、中期防の継続となっている。前の大綱・中期防成立時と情勢は変化していることを前提として提言がなされた訳であり、その提言が前計画ありきでは心もとない。計画の前倒しは勿論、いつ完成するか不明である新規装備品を待つことなく現有装備品の増勢（例えばイーグリス艦・PAC-3 の増勢等）についても言及すべきではないかとの疑問が付く。

第 2 の疑問は第 2 項目の「我が国独自の敵基地反撃能力の保有」についてである。同能力は従来「敵基地（策源地）攻撃能力」として自衛の範囲として憲法上可能と解釈されてきた。それをわざわざ「敵基地反撃能力」と書き換え、その理由として首相答弁において「日本にミサイル防衛能力を潜り抜けて着弾する事態が起こる中において、それに反撃する能力」と答弁している。従来の解釈では「敵基地攻撃能力」は敵が弾道弾等の発射準備に着手した時点での攻撃を可能としていたはずである。野党の追及をかわすためか、わざわざ解釈を変更して国民を危険にさらすつもりなのか。人口稠密地域に弾着した薬量 500k～1 t の弾道弾弾頭の威力を承知して言っているのか。前述したとおり、報道機関の威力過小評価も気になってはいたがこの炸薬量を持

つ弾頭が M10 程度の速力で着弾すれば命中個所にもよるが、ほとんどのビルは1発で倒壊の危機に瀕する。被害半径は爆風効果で数十メートル、破片効果は数百メートルに及ぶ。この弾頭が化学弾頭であれば被害の範囲は更に大きくなり、核弾頭（直近の実験値 10kt～20kt）であれば広島並み(15kt)となる。第2次世界大戦末期、世界初の弾道弾 V-2（炸薬量 1 t）の攻撃により、それまで度重なる独軍の空爆に対応していた英国でさえ、劇場に命中した1弾で数百人が死傷している。数百人の国民の命より、野党の追及をかわすことが大事か。最早言葉の遊びを実施している場合ではない。政府は国民の生命と財産を守ることが一義である。はっきりと「敵基地攻撃能力」に改め、防衛力の運用に幅を持たせるべきである。

紙面の関係上、民間防衛に属する部分が多い「ミサイル落下時の行動」「国民保護提言」について論述するには無理があるが、極言すれば前者は親が子供に教える程度の内容であり、政府の指針としてはあまりにも情けない。本来であれば化学弾頭に対する治療薬品の備蓄場所、指定救難病院・避難シェルターとして確保した地下施設等を告示すべきであると考えますが今までの怠慢を責めても先が無いので、この辺りでやめる。要するに我が国の現状としては現行憲法下、防衛予算 GDP 1%以下で準備した貧弱な防衛力と防衛体制以外に、この危機に対処できる能力は無いと言える。時は待ってくれない。急速な体制整備が必要である。

以下、我が国が、この危機に対して対応すべき防衛努力等に関して考察を進めてゆきたい。

4 防衛努力

前述したとおり、数年以内に第2次朝鮮戦争の勃発の可能性は極めて高いと考えるが、我が国の脅威は北朝鮮のみではない。北朝鮮への対応は喫緊の課題であるが、同問題がどの時点でどのように解決されるか現時点では不明である。従って、この問題に対応する防衛努力を急ぐことは当然として、その他の周辺国（中国、ロシア）の脅威について無関心を示すことは国家の軍事戦略として適当でないことは万人が理解できると考える。本来、国家の外交力が確固として機能していれば、外交努力によって問題の解決、防衛準備に必要な時間を作為することが可能である。残念ながら、現状、日本の外交にそれを期待することは困難である。軍事力という背景の無い外交など無力である。日本には紛争解決の手段としての自主的・能動的な外交など存在していない。この意味では我が国は最早、この地域の安全保障環境に関与する資格を喪失していると言える。現状においては、軍事力の強化以外、我が国が主導性を取り戻す

道は存在していないと思料する。以下、我が国がこの危機に対応するため着手すべき防衛努力について考察を進めてゆく。

(1) 防衛戦略の転換

ア 脅威対向型戦略

先ず第1に日本の防衛戦略を再構築するために必要不可欠な事項は従来の防衛戦略の思考基盤を抜本的に見直すことである。従来、日本の防衛力の構築にあたっては、既に数十年前から明確な脅威が存在していたにもかかわらず、「我が国の防衛戦略は特定の国家を対象としたものではない」として「基盤的防衛力」「動的防衛力」及び「統合機動防衛力」と名称を変更しつつ、総花的な戦略の上に立脚してきた。しかしながら、この防衛戦略では脅威対象が明確でないため、所要の防衛力整備上の重点が不明確なまま推移する欠点があり、ほぼ一貫して日本の防衛力・防衛費の構成は大きく変化しないまま推移してきた。現在、外圧から脅威対象が明確にならざるを得ない状況が生起しており、この機会に防衛戦略の本質たる脅威対抗型の防衛戦略に転換すべきであると思料する。この処方により、対応すべき脅威を正確に認識した上で、これに対抗すべき防衛戦略を構築、所要の防衛力と防衛力整備上の重点を明確とすることにより、防衛に割り当てられた資源を有効に活用、最適化された防衛力の構築が可能になるものと思料する。確固たる防衛戦略の無い防衛力など砂上の楼閣である。

イ 核戦略

今回の危機において、日本を防衛するためには核戦力が不可欠であることが十分認識できた筈と思料する。防衛戦略の骨幹は核戦略にある。今回の北朝鮮の核開発の脅威を受け、米国の拡大核抑止が一部機能しない事態が到来していることは一目瞭然である。今回の危機は米国に北朝鮮の核兵器が到達する能力を保有するか否かで始まったものであり、我が国に対する脅威は既に十数年前から存在しており、急変したものではない。本来、我が国は、この時点での北朝鮮の核脅威に対応して真っ先に核戦略を見直す必要があったにもかかわらず、平成25年12月に制定された「国家安全保障戦略」においても「非核3原則」の一言で片づけ、全くの思考停止状態に置いたままである。下手をすれば、米国と中国は、この危機の打開に関して「北朝鮮にICBMは保有させない」の一点において妥協する可能性もある。この場合、米国は核の脅威から免れるが、日本は半永久的に北朝鮮からの核の脅威に直面することになる。この場合、米国の提供する「核の拡大抑

止」の信憑性は大きく低下する結果となる。

現状、核攻撃に対応するには核をもってこれを抑止するしか手段がない。核抑止形態は2つに大別でき、一つは懲罰的抑止、即ち核攻撃機能の保有により相手に核の使用を思い留ませるものであり、いま一つは拒否的抑止としてのミサイル防衛、敵基地攻撃等の概念がある。しかしながら、拒否的抑止は懲罰的抑止が機能していない以上、有効に機能し得ない。核抑止とは先ず核の使用を思い留ませる機能である懲罰的抑止機能が最も重大であり、この存在が前提条件となる。従って、従来の米国の拡大核抑止機能が低下していると危惧される現在、この情勢に対応するには核兵器を手元に置き、相手の攻撃が核戦力に直接脅威を与える状況を作らざるをえない。すなわち、核兵器を我が国本土に配備・展開することにより、核攻撃に対し核兵器による反撃を受ける信憑性を高める以外に懲罰的抑止機能は保持できないと考える。この体制を早急に構築するには米国の戦域核戦力を国内展開させる以外適当な手段はない。先ずは速やかに「持ち込ませず」を変更、核兵器の国内展開を可能とする状況を整え、その上で核の共同管理形態・独自の核戦力の構築については米国と連携、段階的に整備することが適当である。

(2) 防衛費の増額

本年6月、自由民主党安全保障調査会から「今後の我が国の防衛力のあり方」の中で防衛費がNATOの目標額GDP比2%を参考としつつ厳しい安全保障環境を踏まえ十分な規模を確保するとの方針であることが報道された。本当に外圧に弱いと言わざるを得ない。防衛費が現在の極東の安全保障環境に対して低すぎることは防衛関係者、有識者から過去に何度も指摘されていたところである。

防衛費が倍増すれば、自衛隊の装備が劇的に改善されることは十分予想できる。周知のとおり、現在の防衛予算の約45%は人件・糧食費であり、約35%は歳出化経費と呼ばれる過去の借金である。よって、新規の年度調達に残りの約20%に過ぎない。仮に防衛費が倍増すれば、増分全てが新規装備に回せるとは言わないまでも現状の3倍程度の新規装備品の調達が可能となり、装備の研究開発においても急速な促進が期待できる。この結果、自衛隊の装備は質、量ともに格段の増強が期待できるものと考えられる。この点で考えれば、防衛費GDP比2%への支出拡大は大いに評価できる数字と言える。しかしながら、この予算額を特別な配慮と考えるべきではない。この数値は周辺脅威の薄れた西欧主要国のレベルに漸く達した程度であり、これが普通なのである。今までの突出して低すぎたので

ある。このため、この経費に SACO・米軍再編関係費等を含むことは回避すべきである。我が国の防衛費は我が国の自主防衛力構築のための費用であると心得るべきである。

本防衛費をもって、如何なる防衛力を構築するかは、前述したとおり、脅威對抗型の防衛戦略の構築に依存することになるが、現在までの貧弱な防衛予算の影響は大きく、実施すべき防衛力整備上の課題は山積しているのが現状である。

(3) 防衛力整備

紙面の関係上、北朝鮮の当座の脅威に対抗するための防衛力整備の重点に絞って論述する。

ア 弾薬・誘導弾等必要機材の緊急調達

近代戦における弾薬の消費量は膨大なものとなる。長期に亘り予算不足が継続した我が国では弾薬、精密誘導弾等製造ラインは縮小され、その調達には意外な時間を要する。特に、ミサイル防衛の骨幹となる SM-3, PAC3 等のミサイルは緊急性が極めて高い。これらを米国から購入するにせよ米国も臨戦態勢にある以上、調達は容易ではない。従って、これら誘導弾等は早期に取得を図る必要があり、本予算の付け替え措置が困難であれば、補正予算・予備費を投入しての早期調達を図る必要がある。また、各自衛隊には必要ながらも予算不足の為、調達ペースを落とさざるを得なかった機材が少なからず存在する。これらの調達も同様に早期に取得を図る必要がある。

イ ミサイル防衛機能の強化

現状、自衛隊が保有する同機能は、今までの貧弱な予算が影響して脅威に対抗するにはあまりに貧弱な陣容である。前述した「ミサイル防衛強化提言」において示された通り、新規アセット（イージスアショア、THAAD 等）の十分な数量の導入を図ることは当然として、これら新規装備品の導入を待つことなく、取り敢えず出来る範囲での急速な能力拡充を図る必要がある。既存の装備品は既に要員の教育・訓練の know-how が蓄積されており、短時間での戦力化が可能という強みがある。既存のイージス艦及び PAC-3 システムについては既建造・取得中の装備品に対してはその促進を図るとともに、至急に予算措置を実施、連続的な建造、生産の措置を採ることが自助努力として求められると思料する。前述したとおり、現在の大綱・中期防は現状に対応できないものとなったのである。可及的速やかに新しい大綱・中期計画を策定するとともに、これと並行して急場の対応として

の防衛戦力増強が国民の生命・財産を守るために求められているものとする。

また、米軍 THAAD の国内展開の要請もミサイル防衛強化の有効な一手段となる。当然ながら、ミサイル防衛機能は絶対ではない。現状、イージスシステムでも訓練弾撃破率 78.8%（日本イージス艦：75%）（Missile Defense Agency 28 Jul 16）本年 5 月初めて仮想 ICBM 標的の撃破に成功したと報じられた ICBM 対応の GBI（Ground Based Interceptor）の訓練弾撃破率は今回を含めて 18 回中 10 回（55.6%）（Pentagon successfully tests ICBM Defense system 30 May 17）である。実戦においては当然当該撃破率は低下するものと見積もられる。つまりミサイル防衛は多層防御が必須であり、弾道弾の各飛翔段階でこれを迎撃することにより、撃破率を高める必要がある。

前述した「ミサイル防衛強化提言」の第 1 項においては「イージスアショアや THAAD の導入の可否について成案を得るべく政府は直ちに検討を開始し・・・我が国全域を防衛するに足る十分な数量を検討し、早急に予算措置を行うこと」と提言されている。いつの時点で早急な予算措置を行うのか。先ほど成立した 29 年度予算において、この措置が講じられた形跡はない。本年度の補正で実施するにしても用地の選定、導入・設置には数年を要する。ミサイル防衛能力の強化は北朝鮮情勢の緊迫化に鑑みれば一刻を争う。それであれば、在日米軍基地防衛の強化との理由を付けて、米軍 THAAD の我が国国内への展開を要請すべきではないのか。既に本システムのレーダーは国内に設置運用されている。日本国内に THAAD が展開されれば、我が国に飛来する弾道弾の撃破確率が高まることは間違いない。同盟とは相手国を最大限活用することもまた視野の内に含むべきである。

この他、現段階では実用化に時間を要すると考えられるものの、電磁スペクトラム妨害、高出力レーザー兵器は無修正照準で目標を撃破できる革新的な兵器として将来のミサイル防衛・防空を担う可能性がある。増額された防衛費を配分、先進国たる米国との共同開発を推進、早期の実用化を目指すことが肝要である。

ウ 敵基地攻撃能力の構築

前述したとおり、本年 3 月位に提出された「ミサイル防衛強化提言」において第 2 項に「わが国独自の敵基地反撃能力の保有」が提言された。何をもってわが国独自と言っているのか判然としない面はあるものの、敵基地攻撃能力を保有する必要性について異論はない。しかしながら、問題は山積している。いずれの攻撃手段を採るにせよ一義的には攻撃目標を正確に把握することが必須の事項と

なる。現状、この能力は米軍しか保有していない。また、この種攻撃に航空機を使用する場合は、敵戦闘機・防空網の制圧が必要となる。これらの一連の機能を保有するにはかなりの期間を必要とするものと思料する。よって、最も現実的である方法はターゲティングは米国に依存し、長距離誘導弾、場合によっては弾道弾（日本本土から北朝鮮深部を攻撃するには少なくとも射程 1000Km 以上）の整備により、これを実施することが当面の対応としては有効と思料する。この場合、誘導弾によって日本本土から北朝鮮を攻撃するには当該距離を飛翔するためかなりのタイムラグを生じることになる。このため、当該誘導弾を各種ビークルに搭載し、出来る限り北朝鮮に近接した地点から攻撃することも求められる。この要求に鑑みれば、潜水艦に搭載された誘導弾は相手の領域近くから奇襲的に発射することが可能であり、当然飛翔距離が短くだけ命中までのタイムラグも少なく、かつ潜水艦の特性上、相手国近傍における長期哨戒が可能であるという利点も有する。

また、同基地が北朝鮮の戦略通常潜水艦と置き換えられる可能性もあり、これに鑑みれば潜水艦は敵基地攻撃に最適のビークルと言える。但し、この使用を前提とするならば、通常動力潜水艦では、その能力に限界があり、原子力潜水艦の保有についても視野に入れた検討が実施されるべきであると思料する。

エ サイバー戦能力の構築

周知のとおり、北朝鮮は 6000～9000 人規模のサイバー部隊を有し、サイバー戦を弾道弾と並んで来るべき紛争の切り札と表明している。サイバー戦部隊の全容は明らかではないが北朝鮮偵察局に所属し 121, 204, 180 部隊と言った名称が確認されている。この部隊は、あらゆる行為に手を染めており、軍事・民間技術情報はもとより外国銀行からの資金の搾取、社会インフラの破壊等、幅広い活動を実施していると推定されている。サイバー空間が重要な戦場になることは世界の軍事動向に鑑みて最早明白である。我が国としても早期にサイバー戦担当部隊を設立し、これに備えるとともに、サイバー戦を戦える環境を整える必要がある。サイバー戦は攻撃側が圧倒的に優勢であり、防御のみでの対応は不可能である。平時戦時を問わず、場合によってはサイバー攻撃（反撃？）を可能とする体制を整えるとともに、サイバー、電子攻撃に晒されることを前提とし、その攻撃下でも最低限の機能を確保できる防衛装備品の開発が希求されているものと思料する。

オ 人的戦力

平成 10 年以来、平成 26 年まで自衛隊の定数は一貫して削減され続けてきた反面、

この間の自衛隊の任務は拡大の一途を辿り、各自衛隊は部隊改編、定員の付け替え等あらゆる手段を尽くして、これに対応してきたが最早限界にある。北朝鮮の脅威が現実化した今日、自衛隊は一致団結して必要な定員については純増を要求すべき段階に来ていると思料する。

また、当座の措置として充足率の撤廃による実員増加も図るべきである。これまでも何度か充足率の問題については提起してきたところである。充足率とは自衛隊発足後まもなく当時の募集難に伴う実員と定員の乖離と人件・糧食費の予算効率化の観点から有事には人員の不足分を急速に補充することを前提として導入された自衛隊特有の制度である。従って、この制度が成立して以来、自衛隊は定員と実員の乖離に悩まされ続けてきた。現状、充足率は改善されつつあるとはいえ、各自衛隊ともに定員の90数%の値が未だに維持されている。従って、定員と実員の乖離はざっと見積もっても自衛隊全体で約2万人程度となる。このため各自衛隊の人員のやり繰りは限界に近いところまで圧迫されている。最早、有事に備える時期ではないのか。この制度の前提に鑑みれば、充足率を直ちに撤廃し、自衛隊の人的基盤の充実を急速に図る段階にあるものと考ええる。

人的戦力の拡充を図ることは重要であるが、その活用もまた重要である。従来、自衛隊はこれが本来自衛隊が出動する任務か否か多分に疑問のある任務への対応を実施してきた。自衛隊が軍事機能として保有する機動力、自己完結能力等を所謂便利屋的に使用されてきたクライがあり、これが我が国の習い性となっている危惧がある。自衛隊員は戦闘要員とそれを支援する訓練を施された後方要員であり、たった23万の兵員である。あくまで一義的な任務は戦闘であり、大規模な国内騒擾（北朝鮮国内工作員、特殊部隊によるテロ、サボタージュ）が予想される事態に対して警察・消防機関、民間機能が代替できる任務への転用を安易に図ることは厳に慎むべきであると思料する。

カ 防衛法制

何度も指摘されてきたことであるが、我が国の防衛法体系には深刻な問題点がある。

その第1は我が国の防衛法体系にある。我が国の防衛法体系は、これまで必要の都度、場当たりのかつ必要以上に細分化されて整備されており、統一した軍事的な合理性に基づく法体系化に整理されていない。これがため各行動の根拠、権限、適用区分及び適用範囲等が大きく異なる極めて複雑な法体系となっている。（ポジティブリスト）このため、法規上想定されていない事態（そもそもすべての軍事行動を法律に網羅で

きるはずがない。)や複合事態が発生した場合、大きな混乱が予想され、国家の方針を誤る錯誤を生じたり、軍事的に許容できない無用な損害を被る等、取り返しのつかない結果となりかねない危険性を内包している。

その第2は国際問題たる防衛事態を憲法を基軸とする国内法に合致させるため、国際法の身勝手な解釈変更、例えば、自衛隊を対外的には軍隊と表明しながら、これに平時の自衛権を付与していないため国際法的には何の根拠ともならない警察権をもって平時の自衛行動を規制する等、国際的に通用しない論理をもっての法理が展開されており、これを実行する自衛隊現場サイドに困難を強いている。

平成27年9月に成立した「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」及び「国際平和共同事態に際して我が国が実施する諸外国軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」(以下、2つ併せて「平和安全法制」と呼称)においても、前記の概念は付随している。このため、この平和安全法制において新たに規定された存立危機事態(国内的には集団的自衛権と呼称された。)以外の事態対応はすべて「武力行使の一体化」を避けるため平時の概念たる武器使用(警察権の延長)しか認められていない。この結果、平時の自衛権を有する米軍等と行動する場合においても自衛隊のみが他の軍隊と異なる基準を持って国際紛争たる軍事行動に対応する結果となり、共同行動する軍隊の信頼を喪失する結果となりかねない危険性を内包している。

上記の2つの欠点を克服し来べき戦争に備えるためには、自衛隊に平時の自衛権を付与、すべての軍事行動を自衛権の発動をもとに軍事的合理性を踏まえた法体系に整理する必要がある。しかしながら、現在の日本にこのような時間はない。然らば、どうするか。

先ず第1に実施することは来るべき第2次朝鮮戦争の勃発及びその危険性が明白になった時点においては有無を言わず「存立危機事態」を発動することである。第2次朝鮮戦争は「重要影響事態」として発動、事後、我が国に対する影響度を勘案しつつ事態推移を見守るとの概念が先行しているキライがあるが、「重要影響事態」では自衛隊は我が国に対しても米軍等に対しても警察権等の諸制約から有効な対応ができない。そのような法体系になっているのである。「存立危機事態」として防衛出動を下令することにより初めて平時の諸制限から解放され、米軍等と同一基準に立脚した自衛行動が実施できるのである。

その第2は交戦規定(ROE: Rule of Engagement)の制定と運用をオーソライズ

することである。ROEをオーソライズすることにより、現場指揮官は煩雑な政治的配慮から解放され、刻々と変化する情勢においても軍事的合理性に基づく判断、措置に専念でき、より柔軟な対処が可能になるものと思料する。

5 おわりに

本論を推敲しながら痛切に感じたことは日本国政府には断固として日本国民の生命と財産を守る意志が希薄であるということである。長年、与野党ともに国会での防衛論議と言えは全く中身のない憲法解釈巡りの神学論争ばかりを続け、憲法が存在を理由に双方が防衛戦略的な思考を放棄してきた。このため、戦争の現実性が高まる事態となっても全く従来の防衛論議から脱却できないばかりか、現実逃避ともとれる行動に走り、国民の安全はそっちのけで党利党略の論議しかできない集団と化している。最早、現憲法下の法体制では国民を守れないと言う現実に気付くべきである。

日本国政府は昨今の北朝鮮情勢は従来と異なる段階に達したと言明しているが、現在の日本の安全保障環境に対する変化はSLBMのみである。既に十数年前に我が国に到達する弾道弾が多数完成し、核弾頭も進化していたのである。現在の北朝鮮のICBMの開発は米国に対する脅威であって、今更、我が国が脅威の変化として認識する性格のものではない。つまり、十数年前の極東の安全保障環境の変化に対して国防体制を強化する必要性が存在したにもかかわらず、千篇一律「遺憾の意」を繰り返し、効果のない国連の制裁を頼みとし、今まで何も実効性のある能動的な対策を実施してこなかったのである。現在、北朝鮮は日本をはっきりと攻撃目標であると言明しているのである。我が国にとって宣戦布告にも等しい宣告を受けて、29年度予算で何も打つ手がないのか？現金が無ければ防衛国債を発行してでも戦備（民間防衛も含めて）を促進すべきではないのか？国家の戦略的思考の欠如に唾然とする思いである。言うまでもなく、自主自衛の覚悟は国家の基本である。この概念無くして国民の生命・財産を確固として守る意志など生まれない。また、自主自衛なくして真の独自外交などは存在しないのである。日米安全保障体制は重要ではあるが、あくまでその補完である。この基本の上に立って、国家戦略を構築し、それを受けた形で防衛戦略を立案・整備することが国家の基本形であると思料する。今からでも遅くはない。正に国家の存亡の危機に際しての対応を的確に実施し、来るべき事態に備える体制をいかに迅速に構築出来るか否か、国家としての力量が問われているものと思料する。（平成29年7月脱稿）

[筆 者 紹 介]



矢 野 一 樹 (やの かずき)

防衛大 (22 期 電気工学) 卒

米国国防大学修士 (国家資源管理)

16 年 3 月海将補 舞鶴総監部幕僚長

潜水艦隊幕僚長

防衛大学訓練部長

大湊総監部幕僚長

海幕装備部長

23 年 3 月海将 潜水艦隊司令官

25 年 3 月 退職

現在 三菱重工顧問

「安全保障を考える」に対する投稿について

(編集部)

「安全保障を考える」に対する会員各位の積極的なご投稿をお願い致します。

投稿される場合は原稿用紙(400字詰)10~15枚程度が適当と考えております。

なお、既に発表されているものについてはご遠慮下さい。